

こんな時 給付が受けられます

病气やけがをしたとき

保険証を提示すれば、診察・処置・手術・その他の治療・薬剤の支給などを受けることができます。窓口で払う医療費は、自己負担分(3~1割)です。

出産育児一時金 35万円

出産(妊娠85日以上)の死産、流産を含む)したとき支給されます。



葬祭費 4万円

葬祭(葬式)を行う人(喪主)に対して支給されます。

医療費が高額になったとき



医療機関に支払った自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請して認められれば、後から支払った額の一部が支給されます。

入院時の食事費用の一部支給

入院中の食事代と居住費は、定額負担です。

療養費の支給

旅行中に急病で保険証を持たずにお医者さんにかかった場合など...。一旦、医療費の全額を支払い、後で申請すれば、審査して承認された分の費用が払い戻されます。

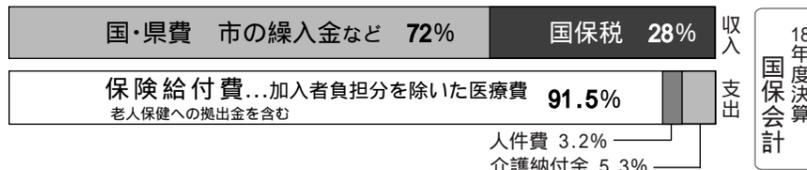


在宅訪問看護

病气やけがで継続して自宅療養し、医師が必要と認めた場合、指定訪問看護事業者の看護師などから訪問看護を受けられます。

問い合わせ 保険医療課 ☎ 57-8510

その年に予測される 医療費から 保険給付費(加入者が病院で支払う医療費の 自己負担費を除いたもの)や 国・県の補助金を除いた残りを加入者で割ったものがその年の 国保税です。合併した昨年、暫定的な改定で18年度の国保会計は約1億円の赤字となりました。赤字になるということは、その年の加入者の医療費(保険給付費)をまかないきれなかったということです。不足した分は基金(貯金)を取り崩して補うしかなく、このままでは基金も底をついてしまいます。健全な国保会計に近づけるため国保審議会などで検討し、19年度は税率を上げることに決定しました。公的年金を受給している人は公的年金控除の見直しで増額になっている場合もあります。



保険給付費	3歳未満 (151人)	2割	自己負担費
	3~69歳 (9,119人)	3割	
	70歳以上 (5,208人)	1割	
	70歳以上(一定以上の所得者) (328人)	3割	

その主な理由は、医療費の増加。18年度の保険給付費は37億6600万円。昨年に比べ12.5%、4億1900万円増加しています。国保会計の支出の中で、実に9割を占める保険給付費。これは、病院での治療にかかる加入者の自己負担(3割~1割)以外の費用で、ここ数年この費用が増加しています。といっても、単に病气やけがで病院にかかる人が多くなっているというわけではありません。加入者に占める高齢者の割合が高くなったことや、医療技術の進歩により高度な医療が受けられるようになったことなども考えられます。

加入者の医療費が増え続けると、国保税としての負担は、ますます大きくなります。いつも元気で病院には縁がない、という人ほど毎年届けられる国保税の納付書に文句の一つも言いたくありません。『わたしは元気だから』と思いませんか? 医療費の中で特に目立っているのが生活習慣病の増加。毎日の生活の中で身に付いてしまった悪い習慣はありませんか? 今は、若く元気で医療費を使っていない人も、これから先、病气やけがをしないという保証はありません。健康な人、そうでない人、若い人、年をとった人。加入者の皆さん一人ひとりが、いきいきと幸せに暮らせるよう自分の体や心に向き合い、今からできることが何かを考えることも必要です。それが医療費の節減にもつながります。



国保税はこうして決まる

こうして国保税は上がる?

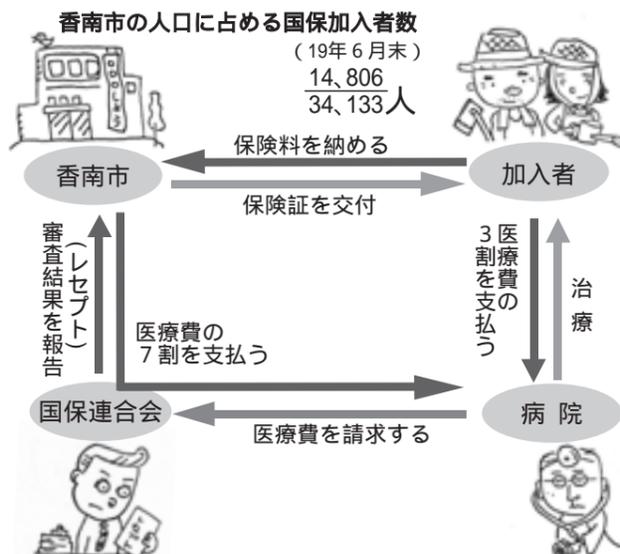
これから国保税は上がる?



国保!

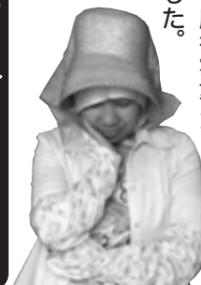
何であがったが...?

知っちゅう? 国保のこと。



国保のしくみ

国民健康保険は、加入者の皆さんが病气やけがをしたときに少ない負担で治療を受けることができるよう、保険税を出し合ってお互いに助け合う制度です。



私たちは、病气やけがをしたとき保険証があれば医療費の一部負担するだけで治療を受けることができます。交付される保険証は職種によって違い、農業や自営業などの人が加入するのが国民健康保険。市は、加入している人の納める国保税や国・県費、市からの繰入金などを収入に「国保会計」として独立した保険事業を運営しています。19年度、国保税の所得割率が7.4%から8.4%にあがりました。